



## 総論

技術革新とグローバル化の  
中の新たな特許行政の課題

# 技術革新とグローバル化の中の 新たな特許行政の課題

## 競争力の強化に向けて

我が国特許庁における昨年（2000年）の特許出願総件数は、情報通信技術（IT）を含む先端技術分野を中心に対前年比7.7%増と近年にない大幅な増加率で増加し、総合計436,865件に達した。これは我が国史上最多であるだけでなく、米国における特許出願件数（2000年で前年比12.3%増の291,653件）を大きく上回って、世界最多でもある。

特許出願の数だけで直ちに国家の競争力を論ずることはできないが、我が国経済が低迷し、国内研究開発費も減少傾向（1999年で前年比0.8%減の16兆円）にある中で、我が国企業等の特許出願件数が全体として増加している事実（日本国籍の企業又は個人の出願は387,364件で対前年比7.6%増）の中に、我が国企業の特許に対する衰えぬ期待と我が国企業等の発明者の底力を見いだすことができる。このような我が国産業界の旺盛な特許活動の活力を明日の我が国の競争力の強化と経済の再生に結びつけていくためのメカニズムを更に強固に構築していくことが現在の特許行政の最大の課題である。

そのメカニズムの概念を特許庁は1997年に「研究開発の成果の特許化」と「特許の活用」と「その活用の成果の新たな権利化」の好循環という『知的創造サイクル』として提唱したところである。本年度の特許行政報告書の狙いは、その『知的創造サイクル』の実現のために講じられた諸施策の進捗状況を概観し、今後の新たな課題について展望する視点と材料を提供することにある。

そのために総論では、第1に、迅速的確な審査処理に関する特許庁の基本的考え方を提示し、第2に、情報技術、ライフサイエンス等重点先端科学技術分野の一層の技術革新に資するための特許情報の活用について論じ、そして第3に、我が国企業の海外での特許取得に伴うコストの削減に向けた国際協調の進展について報告をすることとする。

## 増加する審査請求と出願人ニーズへの多様化

本年10月1日より特許出願の審査請求期間が従来の7年から3年に短縮されたが、出願人においてはこの請求期間の短縮に対応するために、従来の制度のもとで出願された特許出願の審査を前倒しして請求したこともあって、昨年は261,690件（前年比20%増）と高いレベルでの審査請求が行われた。

特許行政の基本的な使命は、迅速かつ的確な審査にある。これは審査主義を基調とする特許制度の創設以来の変わらぬ使命であるが、特許出願と審査請求の急増の中で、また権利行使面における特許権者に有利な訴訟手続の実現の中で、今ほどの的確な審査が強く求められていることはない。

十分な先行技術調査と適切な判断を行うことにより審査の結果についての出願人及び第三者から見た客観性を確保すること（信頼性）とその後の異議申立や無効審判などによって審査の結果が覆ることを少なくすること（安定性）を全体として仮に「審査の質」と呼ぶこととすれば、審査のための人的資源に限りがある現実のもとでは、審査の質と審査処理のスピードの間には一定の関係がある。すなわち、審査のスピードのみを重視して審査の質が疎かになることになれば、新規性又は進歩性の要件を満たさない特許が生まれることになり、結果として第三者の正当な実施を阻害し、産業の発達に寄与しないばかりか、更にレベルの低

い発明に係る出願を増加させるという悪循環を生むことになる。逆に審査のスピードが遅れることになれば、特許発明の実施や第三者の侵害に対する権利行使の時期を失する結果となり、やはり産業の発達が妨げられる。

この「審査の質」と「スピード」に係る特許庁の審査処理方針は、審査の質を高く維持することを原則としつつ、すべての出願について一律の早い権利設定を出願人は必ずしも望んでいないという現実にも鑑みて、出願人が明示的に早期の審査を求めるもの（「早期審査」を求める出願や、戦略的な特許等と出願人が考える出願）については特に早期の審査を行うという出願人のニーズに即した機動的な審査処理を進め、もって全体としてのパフォーマンスを最大化することに基本がある。言うまでもなく、高いレベルでの審査請求に対応するため、審査官の増員やアウトソーシングの活用など、審査処理能力そのものの拡大に努めることは、その基本方針の前提である。

### 先端科学技術分野を中心とする技術動向調査と質の高い情報の発信

技術革新は競争力のカギである。特許は2つの側面で技術革新に寄与する。第1に、発明の独占の実施という利益が誘因（インセンティブ）となって企業等に研究開発のための投資を刺激し、新たな技術革新に寄与する。第2に、特許制度は特許された発明を公開し、もって第三者の重複的研究開発投資の回避と累積的技術革新を可能にする。後者の側面は、特許情報を一定期間にわたって技術分野別に調査分析した上で社会に提供することにすれば、一層の技術革新効果を発揮することが期待される。

特許庁ではこのような認識のもとに、「科学技術基本計画」（本年3月閣議決定）において重点4分野として指定された「ライフサイエンス」、「情報通信」、「環境」、「ナノテクノロジー・材料」の分野を中心に、昨年、全部で21の技術テーマについて技術動向調査を実施した。その調査結果は企業等において新たな技術の動向を概観する資料として特許戦略に活用されただけでなく、大学研究者からも高い評価を受けた。

しかし、この技術動向調査は出願から1年半を経過した特許公開公報をベースとし、しかも1年間の調査期間を要するところから、ライフサイエンス等技術革新のサイクルの速い分野では研究開発の指針としては時機を失する場合もあるとの指摘がなされている。今後、技術動向調査を一層有効に活用してもらうためには、特定技術分野においては公開公報の発行と同時にタイムリーな分析を行い、その速報性を向上させることが課題である。

### ポストTRIPS体制下の企業の国際戦略とコスト削減のための国際的枠組みの構築

1995年に発効したWTO（世界貿易機関）の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）は途上国のための5年の経過期間を経て、昨年1月をもって世界のスタンダードとして実質的に世界に拡大したといえることができる。この協定の世界的規模の施行により、今後は途上国においても先進国並の特許保護の達成が期待される場所であるが、我が国企業を含めた世界の多国籍企業の次なる関心は、国際的な特許取得に要するコストの削減にシフトしつつある。

コスト削減のための理想的な解決策は「世界特許」の実現であるが、各国の法制度や審査基準の相違あるいは国家主権や言語の壁のために、その理想の実現までの道のりは長い。その理想を追求しつつも、当面の現実的な対応としては、①世界知的所有権機関（WIPO）の特許協力条約（PCT）の簡素化・強化、②同じくWIPOで作業中の特許法実体調和条約（SPLT）による各国法制度と運用の調和、③各国の審査結果の相互活用、④修正実体審査（MSE）（審査主義の国が審査に係る主権を残しつつ他国での特許付与に基づいて自国にお

いて特許を付与する手続)、あるいは⑤途上国協力の推進による途上国での権利取得の容易化などを通じたコスト削減が追求されるべきであろう。

これらの対応策は一見、バラバラな動きに見えるかもしれないが、経済のグローバル化とともに国境を越えた出願が著しく増大する中で、その出願コストの削減に向けた国際的枠組みの構築という点で共通するものである。米国に次いで世界で2番目に対外出願の多い我が国にとって、外国への出願のコストの削減は我が国の産業界の利益をもたらすとの認識のもとに、積極的かつ戦略的に対応することが必要である。同時に、多国籍企業のコスト削減に向けた国際的枠組みの構築が国内法の改正並びに審査基準の変更等を通じて、我が国の国内出願に対して影響を及ぼす可能性があることにも留意して、あくまで我が国全体の競争力の強化にとっていかなる利益が実現されるかとの広い視野を忘れてはならない。加えて、我が国からの投資・技術移転先が途上国に大きくシフトしている状況に鑑み、途上国におけるエンフォースメントの整備に係る広範な施策を展開していくことも重要である。

特許を始めとする知的財産の世界は、特許関係者の予想を越える展開を続けている。たとえば、本年11月にドーハ（カタール）で開催されたWTO閣僚会議では、公衆衛生と知的財産権との関係をめぐり南北間で激しい議論が交わされたが、この問題には従来の知的財産の枠組みだけでは解決の難しい論点を内包していることは明らかである。また同会議は巨大市場であると同時に「世界の工場」でもある中国のWTO加盟を承認したが、今後、我が国としてTRIPS体制のもとで、中国の特許等知的財産問題にどう協力し、どう対処していくかも総合的視野の求められる課題である。そのほか、世界的な電子商取引の本格化の中、インターネット上の国境を越えた知的財産侵害事件について、国際私法（裁判管轄権、準拠法等）のルールをどう整備するかの問題も重要な課題である。

このような複雑で多様化する知的財産問題に対して、政府が対応策を検討し実行していくためには、産業界の政策提言等積極的参加が今まで以上に強く求められるところである。法学界の参加にも期待をしたい。こうした産官学の連携を可能にするには、行政の側においても情報の公開や政策についての説明責任などが一層強く求められることになるだろう。この特許行政報告が今後の産官学の連携に向けた活発な論議のための基礎資料となることを期待して総論とする。